平成２７年（フ）第２３０号
兵庫県伊丹市東有岡１丁目43番地
債務者　中本　和代
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第１１０号
鳥取県鳥取市美萩野１丁目55番地３　県住54号
債務者　寺坂富美子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９１号
広島県福山市山手町６丁目34番１―304号
債務者　横野　　潔
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１２６号
山口県下関市赤間町９番10―５Ｃ号　赤間ハイネス
債務者　早崎　和之
1　決定年月日時　平成27年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２７年（フ）第２２６号
愛媛県松山市余戸中３丁目６番25号　グランドール余土401号
債務者　酒井　明美
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１１９号
愛媛県四国中央市三島中央４丁目11番14号
債務者　林　　裕子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２７年（フ）第３５２号
大分市大字三芳2022番地の１（ハイムグロワール205）
債務者　矢野　勝之
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第４９号
宮崎県日南市大字平野6265番地26
債務者　玉村　朋美
1　決定年月日時　平成27年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
宮崎地方裁判所日南支部

平成２７年（フ）第３８２号
鹿児島県鹿児島市吉野町8614番地　いこいの駅　オアシス吉野、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市城西３丁目２番10号
債務者　中村　綾子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第１２５号
福島県郡山市台新１丁目33番14号
債務者　鈴木　雅美（旧姓渡邉）
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第５７１号
北九州市八幡西区里中１丁目６番18―602号
債務者　田上　清香
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５８７号
福岡県遠賀郡岡垣町大字三吉223番地１　ベルサンライズＣ202
債務者　阿部　　薫（旧姓花田）
1　決定年月日時　平成27年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５０１号
神奈川県厚木市下川入212番地１　ヴィラボナールⅡ―101、前住所神奈川県海老名市河原口４丁目１番10―404号
債務者　小池　邦博
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５０２号
神奈川県厚木市下川入212番地１　ヴィラボナールⅡ―101、前住所神奈川県座間市ひばりが丘５丁目51番７―406号　ライネスハイムひばりが丘
債務者　小池　牧子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５８４号
北九州市小倉北区大畠１丁目６番９号　大畠マンション102号、住民票上の住所北九州市小倉北区黒住町１番11号
債務者　木下千加子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第５４８号
千葉県松戸市南花島３丁目56番地の11　ラポームムラキ101号
債務者　齋藤　竜二
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部